

飼料に関するリスク回避の定量的評価の考え方（モデルー1）

と畜場	化成場	飼料工場:国内飼料	リスクポイント	飼料工場:輸入飼料	リスクポイント加算
牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
	ライン分離	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	5 7 10	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
	混合	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	20	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
ライン分離	牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	7 9 12	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
	ライン分離	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	9 12 15	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
	混合	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	20	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
混合	牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	20	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
	ライン分離	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	20	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5
	混合	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	20	牛と豚・鳥専用 ライン分離 混合	1 2 5

飼料に関するリスク回避の定量的評価の考え方 (モデル-2)

と畜場	化成場	飼料工場:国内飼料	リスクポイント	飼料工場:輸入飼料	リスクポイント加点
2001年10月以前 牛と豚・鳥専用 混合	牛と豚・鳥専用 混合	牛と豚・鳥専用 混合	1x0.1 20x0.1	牛と豚・鳥専用 混合	1x0.1 5x0.9 22.7
		牛と豚・鳥専用 混合	20x0.8		
2002年12月 牛由来SRM焼却 牛と豚・鳥専用 ライン分離	牛と豚・鳥専用 ライン分離	牛と豚・鳥専用 混合	1x0.1 5x0.1	牛と豚・鳥専用 混合	1x0.1 5x0.9 16.2
		牛と豚・鳥専用 ライン分離	10x0.2		
2003年12月 牛由来SRM焼却 牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用 ライン分離	牛と豚・鳥専用 ライン分離	1x0.1 2x0.1	牛と豚・鳥専用 混合	1x0.1 5x0.9 14.0
		牛と豚・鳥専用 ライン分離	10x0.2 12x0.6		
2004年12月 牛由来SRM焼却 牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用 ライン分離	牛と豚・鳥専用	1x0.2 10x0.4	牛と豚・鳥専用 混合	1x0.1 5x0.9 13.6
		牛と豚・鳥専用	12x0.4		
飼料規制見直し 牛由来SRM焼却 牛と豚・鳥専用	牛と豚・鳥専用 ライン分離	牛と豚・鳥専用	1x0.2 10x0.8	牛と豚・鳥専用 輸入飼料届出	1x1 9.2
		牛と豚・鳥専用	10x0.8		

我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年3月31日～平成17年4月27日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1,250通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対するプリオン専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	対象月齢の見直しについては、2001年10月の飼料規制から1年半以上経過した、2003年7月以降に生まれた牛が対象です。これらの牛の食肉の汚染度に関するリスクは、定性的・定量的評価において、BSE検査の有無に関わらず、「無視できる」～「非常に低い」と推定されています。また、対象とする牛からBSE検査陽性牛が検出されたとしても、異常プリオンの蓄積量は少量であり、検査の検出限界に近いと推定しています。さらに、これまで実施されたBSE検査からは、20ヵ月齢以下のBSE感染牛は確認されておりません。これらのことを勘案すると、「評価(案)」の「検査月齢の線引きがもたらすヒトに対する食品健康影響評価(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまる」とする結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討結果として理解できるものです。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の人の食品健康影響(リスク)について評価を行い、報告案を取りまとめたところです。今後、報告案は食品安全委員会での審議を経て、リスク管理官庁に対して答申されることとなります。
2	本当に牛様が成仏できるようにきれいに使わせて頂き、人の血となり、肉となる様にすべきである。牛のことを本当に考えた対応こそが牛のためであり、人間のためになると考えます。(本当は食べることができる筈の牛が食用にされずに殺されているのは、牛を無駄に殺すことになるとの立場から、全頭検査の見直しという答申案に賛成)	
3	米国産の20歳以下の牛を受け入れるといいながら国産牛は全頭検査を行うというのは畜産農家保護の貿易障害である。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。その一方、リスク管理官庁は、と畜場におけるBSE検査の対象月齢の変更に伴う混乱を回避するとの観点から全頭検査を行う猶予措置を設けるとしています。いただいた意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
4	BSE全頭検査緩和は、国際基準からの見地では妥当だと思います。国際基準に添う検査に実施すべきだと思います。/日本人が米国、又欧州に年600万人以上の方が渡航している現在、彼らが欧米規準の牛肉を食べている事は日本における全頭検査の無意味さを示している事実ではないでしょうか。	今回の報告案をまとめるに当たって、国際基準等についても考慮しています。
5	商品として流れているものの日常検査(BSEの検査)に国の金を使用することは理解しがたいことである。本来なら生産コストに付加され消費者が負担すべきものとする。検査が全て国の負担で行われるので、コスト意識を持たずに意味のない全頭検査にこだわる甘えた判断になってくるのではないのでしょうか。	プリオン専門調査会では、中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価(リスク評価)を行うことをその役割としており、検査費用については検討の対象としていません。なお、検査費用については、リスク管理官庁において施策の検討に際して必要に応じて考慮されるべきものであり、いただいたご意見についてはリスク管理官庁にお伝えすることにいたします。
6	全頭検査の場合推定される死者発生割合と全頭検査に要する経費。これにたいして、20ヶ月齢以下の牛を検査対象からはずした場合の推定される死者発生割合と検査に要する経費。(どのくらい上乗せの経費(人件費含む)をかけてどの程度死者発生割合が減るのか。)	
7	検査することによる税金の無駄づかいはいかかなものか？	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
8	20ヶ月以下の牛は絶対に安全であるという保証は何もありません。	<p>食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。</p>
9	20ヶ月以下の牛で検出できないからそれ以下なら安全というのは科学的におかしい。	
10	「評価案」は20ヶ月齢以下の牛を全頭検査からはずしても、「人に対する食品健康影響(リスク)は、・・・非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」としています。低いレベルでもリスクが増加すると判断しているのですから、この評価案それ自体が、全頭検査を止めてはいけなことを示しています。	
11	全頭検査と21ヶ月齢以上の検査との比較についても、リスクは低いがあることを認めています。少しでもリスクがあるとすれば、国民の安全を考え、BSE根絶のためを考えるならば全頭検査を継続するのが当然だと思います。	
12	「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(案)の結論部分のうち、と畜場におけるBSE検査対象月齢の見直しに関しては、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月年齢以上の牛に変更した場合について、全頭検査した場合との人に対する食品健康影響(リスク)の増減については、現段階において、合理的な根拠に基づく評価は行えないとすべきである。	
13	食品健康影響評価において、2005年4月からと畜場におけるBSE検査対象牛を全年齢から、21ヶ月年齢以上の牛に変更した場合について、危険性の増加のレベルが非常に低いと判断される場合においても、かかる結論は、これまで講じられてきたさまざまなBSE対策を前提とするものである。	
14	人の生命に関わるとが分かっている、それがたとえ0.0001の確立でもあるならば、私は反対です。非常に低いとする評価であっても、人間の命に関わることなのに、それを無視するとは、私には理解できません。	
15	BSEの発症メカニズム、vCJDの感染ルートなど未解明なまま、全頭検査の後退を認めることは消費者の不安を増大させる。データ不足を補う意味でも、また科学的な知見が十分でない場合には予防的な考え方に基づいて、全頭検査を続け慎重なBSE対策を続けるべきである。	
16	検査緩和を行うと、若年齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくるのが予想されます。全頭検査の緩和は時期尚早と言わざるを得ません。	
17	最近リンタングステン酸法というのが開発され、前者(エライザ法とウェスタンプロット法)の1,000倍以上の感度で検査が可能になりました。このような方法を用いれば、現在検出できないとされている若年齢牛の感染も検査できるし、さらに感染初期に病原体が蓄積する扁桃腺や回腸を検査対象にすることもできるようになります。	
18	「リスク評価」「全頭見直し」の前に以下の事項について科学的な解明が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・BSEプリオン感染経路とBSE発症要因 ・感染時期及び体内でのBSEプリオン遺伝子発現部位及びプリオンタンパク蓄積部位 ・BSEプリオン蓄積量と発症の関係 ・人でBSEプリオンが蓄積し、vCJDが発症するまでのメカニズム及び潜伏期間等 	
19	全頭検査でこそ見つけられる若年齢の感染評価。これこそ重要視されるべきです。	
20	日本独自の全頭検査にて今後この難解な病気の解明を引き続き行うべき	
21	今後の課題はと畜した牛の脳を使った検査だけでなく、生体での検査、脳以外の危険部位の検査等、検査の精度を上げることである。	
22	全頭検査を緩和することは、判明していない感染経路の究明を封じ、正確な感染牛発生状況の把握すらできなくなることを意味します。全頭検査を実施継続することで、肉骨粉の牛飼料への禁止以降も存在する可能性のある感染経路を明らかにしていくことが食の安全の観点から必要と考えます。	